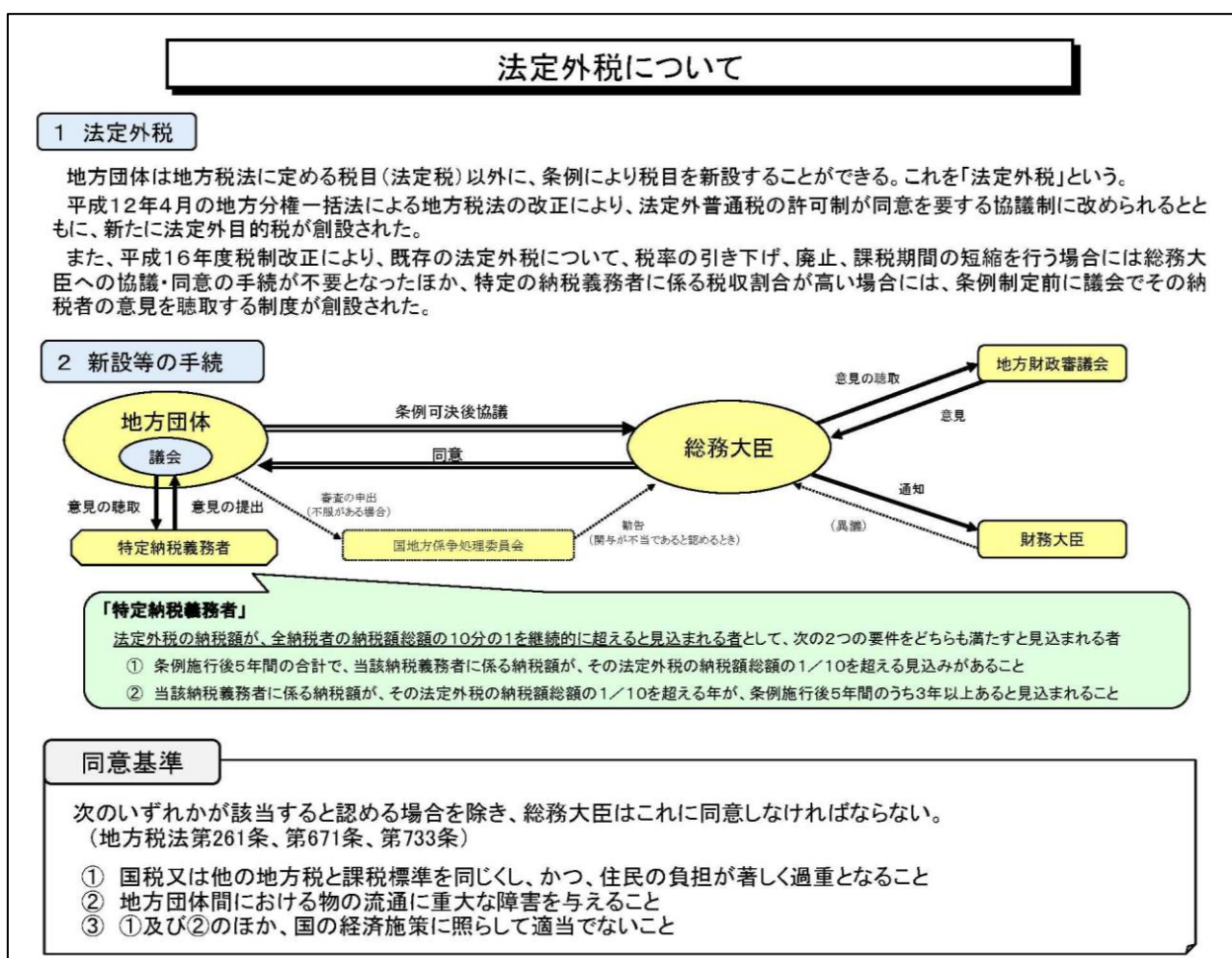


法定外税の新設について

地方自治体は、地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができ、これを「法定外税」という。法定外税の新設をしようとする場合には、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならないものとされている。この場合において、総務大臣は、次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならないとされている。（地方税法第671条、第733条）

- (1) 国税又は他の地方税の課税標準と同じくし、かつ、住民負担が著しく過重となること。
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- (3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

【参考1】法定外税について



※出典：総務省ホームページ

【参考2】宿泊税における同意要件との関係

(1) 国税又は他の地方税の課税標準と同じくし、かつ、住民負担が著しく過重となること。
①課税標準について ・宿泊税の課税標準は「宿泊施設への宿泊数」であり、消費税と課税標準は同じではない。 ※「宿泊施設への宿泊料金」を課税標準とする場合は消費税と同じと考えられる。 ②住民負担について ・宿泊税は、宿泊者の受益に着目し、広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計されており、先行事例を踏まえても著しく過重とまではいえない。 ※海外では、多くの国で10%を超える税率での課税の事例がある。
(2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
・宿泊税は、「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえない。
(3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。
・宿泊税の使途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するため、国の観光施策の方向性とも一致すると考えられる。

また、法定外税の検討の際は、「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項について」（平成15年11月11日総税企第179号総務省自治税務局長通知）の内容も適宜参考とすることとされている。

第5 法定外税の検討に際しての留意事項

2 その他

法定外税については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たって、税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のことに留意すべきである。

- (1) 地方公共団体の長及び議会において、法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。
 - (2) 地方公共団体の長及び議会において、その税収を確保できる財源があること、その税収を必要とする財政需要があること、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものではないこと等のほか、徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものであること。
 - (3) 法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済政策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民（納税者）の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。
 - (4) 法定外税の創設に係る手続きの適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うことが必要であること。特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要であること。
- （以下略）

※普通税と目的税

普通税…収入の使途を特定せず、一般の経費に充てるために課される税

目的税…収入の使途を特定し、特定の経費に充てるために課される税